

保証料の上乗せで**経営者保証**が**不要**となる 『事業者選択型経営者保証非提供制度』のお知らせ

事前審査受付中

令和6年3月15日 保証申込受付開始

1

ご利用
いただける方

次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1)

- (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3) 次のいずれかを満たすこと
 - ① 直前決算において債務超過でない(※2)
 - ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3)
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。
設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

※2 貸借対照表において「純資産の額 \geq 0」となること。

※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 \geq 0」となること。

2

保証料率

ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合
各信用保証協会所定の保証料率に**0.25%上乗せ**

ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合
各信用保証協会所定の保証料率に**0.45%上乗せ**

3

対象となる
保証制度

原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります

- ・無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険
- ・新事業開拓保険・事業再生保険

(注①) 本制度は、個別の保証制度ではありません。

(注②) 法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外。

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください

愛媛県信用保証協会

松山事業部	TEL 089-931-2118	FAX 089-931-2174
新居浜支所	TEL 0897-33-8282	FAX 0897-33-8284
今治支所	TEL 0898-23-0170	FAX 0898-23-0758
八幡浜支所	TEL 0894-22-2003	FAX 0894-23-3137
宇和島支所	TEL 0895-22-6556	FAX 0895-22-6583



【ご利用いただける方(1)～(3)チェックリスト】

法人設立日後申告期限が到来している決算が2期以上ある。⇒【A】へ
 法人設立日後申告期限が到来している決算が1期のみある。⇒【B】へ
 法人設立日後申告期限が到来している決算がない。⇒【C】へ

< S T A R T >

【A】

【B】

【C】

(1) 申込日以前過去2年間(法人設立日から起算して申込日までの期間が2年に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している。

Yes

Yes

※No

【※】へ

(2) 申込日の直前の決算において、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当社の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていない。

Yes

Yes

※No

【※】へ

(3) ① 申込日の直前の決算において純資産の額がゼロ以上である。
直前決算期: 令和____年____月期の純資産額(____)円

② 申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではない。

① 直前決算期: 令和____年____月期
経常利益(____)円 + 減価償却費(____)円
= 減価償却前利益(____)円

② 直前決算前期: 令和____年____月期
経常利益(____)円 + 減価償却費(____)円
= 減価償却前利益(____)円

①②

すべて Yes

①②

いずれか Yes

①②
すべて
※No

【※】へ

ご利用
いただけます

保証料率
上乘せ

+0.25%

保証料率
上乘せ

+0.45%

【※】「Noが1つでもある場合」は、本制度をご利用いただけません。

ただし、経営者保証ガイドラインに該当する場合等においては、経営者保証を非提供とすることができる可能性がありますので、詳細は金融機関またはお近くの信用保証協会へお問い合わせください。